

16. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。
(運輸規則第24条) 回答 (○)

17. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。
(運輸規則第28条) 回答 (×)

18. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
(運輸規則第36条) 回答 (○)

19. 事業者は事業用自動車の運転者ごとに省令で定める事項を記載し、かつ、省令で定める写真を貼り付けた一定の様式の乗務員証を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備え付けておかなければならない。
(運輸規則第37条) 回答 (×)

20. 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。
(運輸規則第47条の7) 回答 (○)

事業者の運行管理者が行わなければならない事項として、法令で定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。

21. ①乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと 回答 (○)
22. ②自動車事故報告規則に基づく、事故報告書を提出すること 回答 (×)
23. ③事業用自動車の運転者に法令で定める適性診断を受けさせること 回答 (○)
24. ④運行管理規定を作成すること 回答 (×)
25. ⑤運送引受書を交付すること 回答 (×)

(運輸規則第48条)

26. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車にたいし適切な防護措置をとらなければならない。
(運輸規則第51条2項) 回答 (○)

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に定める事項として、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を () 内に記入しなさい。

27. ①ガイド料は契約責任者の負担とする 回答 (○)
②必要に応じて各車両ごとに乗車する旅客の代表者の選任を求める 回答 (○)
(一般貸切旅客自動車運送事業標準約款第2条・6条・14条・25条)

29. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とすること。
(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準) 回答 (○)

30. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、貸切バスの利用者に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。
(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン) 回答 (○)

【筆記問題】

31. あなたが経営しようとする一般貸切旅客自動車運送事業は、道路運送法においてどのような事業とされているか正確に記入して下さい。

回答 一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業

(道路運送法第3条)

32. 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務内容を示したものです。その者の正式名称を答えなさい。

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

回答 整備管理者

(道路運送車両法施行規則第32条)

33. 事業者が自動車の外側に必ず表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか何か。1つ記入しなさい。

回答 貸切

(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

34. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し () 又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

回答 手数料

(運輸規則第7条の2)

35. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は () を超えないものとする。

回答 4時間

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

【選択問題】

次の法令の () にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の (36) の確保に関する業務をわせるため、国土交通省令で定める (37) ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(38) を選任しなければならない。

(道路運送法第23条)

一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車に転覆し、(39) を起こしその他国土交通省令で定める (40) を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

(道路運送法第29条)

- | | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| ア. 所有権 | イ. 運行管理者 | ウ. 出発地 | エ. 保安基準 | オ. 運行の安全 |
| カ. 技術の向上 | キ. 火災 | ク. 利益 | ケ. 迅速 | コ. 走行距離 |
| サ. 重大な事故 | シ. 運営を適正 | ス. 目的地 | セ. 点検 | ソ. 継続 |
| タ. 営業所 | チ. 公害の防止 | ツ. 適切な時期 | テ. 公共の福祉 | ト. 保護 |
| ナ. 乗務員の服務 | | | | |

36. (オ)

37. (タ)

38. (イ)

39. (キ)

40. (サ)